

第58号議案

文京区立図書館館則の一部を改正する規則（継続審議）

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

提 出 者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十四号

文京区立図書館館則の一部を改正する規則

文京区立図書館館則（昭和六十三年二月文京区教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第三条」を「第三条第一号」に改め、「の各号」を削り、同号ア中「行政資料」の下に「をいう。」を加え、「及びその他コレクション資料」を「その他コレクション資料をいう。」に改め、同号イ中「その他の音声・映像資料」の下に「をいう。」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 電子資料（電子書籍、オーディオブックその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等によつて作られた記録をいう。）であつて、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいう。）

第五条中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電子資料の館内及び館外利用については、次条第二項第一号に規定する区民登録を受けた者に限り行うことができるものとする。

第六条第八項中「あつた」を「あった」に改める。

第八条第二号中「なかつた」を「なかった」に改める。

第九条第一項中「予約ができる図書館資料の点数」を「予約をすることができる図書館資料の種類及びその点数」に改め、同項の表に次のように加える。

電子書籍	三点以内		
オーディオブック	制限なし		

第九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、電子資料についてはこの限りでない。

第九条第三項中「図書館資料」の下に「（電子資料を除く。）」を加え、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、オーディオブックについては、期間の制限なく貸出しを受けることができる。
第九条に次の一項を加える。

5 電子書籍は、前項の貸出期間が満了したときは、自動で返還されるものとする。

第十条第二項中「の登録の」を「に規定する」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

第十一条中「そのもの」を「その者」に改める。

付 則

この規則は、令和三年一月十一日から施行する。

文京区立図書館館則（昭和六十三年教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立図書館館則</p> <p style="text-align: right;">昭和六十三年二月十八日</p> <p style="text-align: right;">文教委規則第六号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成三年一月一〇日文教委規則第一号</p> <p style="text-align: right;"><u>令和二年十二月十日文教委規則第十四号</u></p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、文京区立図書館条例（昭和二十五年十月文京区条例第十三号。以下「条例」という。）により設置された文京区立図書館（以下「館」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 館長 真砂中央図書館の館長及び条例第四条の規定に基づき指定管理者が管理運営する館にあつては、当該指定管理者が館長とした者をいう。</p> <p>二 図書館資料 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第三条第一号</u>に規定する図書館資料で、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 図書資料（図書、逐次刊行物（新聞、雑誌、月報、年報、諸統</p>	<p>○文京区立図書館館則</p> <p style="text-align: right;">昭和六十三年二月十八日</p> <p style="text-align: right;">文教委規則第六号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成三年一月一〇日文教委規則第一号</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、文京区立図書館条例（昭和二十五年十月文京区条例第十三号。以下「条例」という。）により設置された文京区立図書館（以下「館」という。）の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 館長 真砂中央図書館の館長及び条例第四条の規定に基づき指定管理者が管理運営する館にあつては、当該指定管理者が館長とした者をいう。</p> <p>二 図書館資料 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）<u>第三条</u>に規定する図書館資料で、<u>次の各号</u>に掲げるものをいう。</p> <p>ア 図書資料（図書、逐次刊行物（新聞、雑誌、月報、年報、諸統</p>

計及び官公庁発行の行政資料をいう。)及び特殊資料(郷土資料その他コレクション資料をいう。))

イ 視聴覚資料(レコード、録音テープ、ビデオテープ、CD、DVD
その他の音声・映像資料をいう。)

ウ 電子資料(電子書籍、オーディオブックその他の電磁的記録(電
子的方式、磁気的方式等によつて作られた記録をいう。))であつ
て、インターネットを通じた利用が可能とされたものをいう。)

エ その他必要な資料

三 団体 文京区の区域内に事務所又は事業所を有する、学校及び地
域団体等をいう。

(開館時間)

第三条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、文京区教育委員会(以
下「委員会」という。)が必要があると認めたときは、これを変更す
ることができる。

一 月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和二十
三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)
及び十二月二十九日を除く。) 午前九時から午後九時まで(千石
図書館においては、午前九時から午後八時まで)

二 日曜日、休日(一月一日を除く。)及び十二月二十九日 午前九
時から午後七時まで(根津図書室においては、次条に規定する館内
整理日が休日に当たるときは、午前九時から午後五時まで)

(休館日等)

計及び官公庁発行の行政資料)及び特殊資料(郷土資料及びその
他コレクション資料)))

イ 視聴覚資料(レコード、録音テープ、ビデオテープ、CD、DVD
その他の音声・映像資料)

(新設)

ウ その他必要な資料

三 団体 文京区の区域内に事務所又は事業所を有する、学校及び地
域団体等をいう。

(開館時間)

第三条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、文京区教育委員会(以
下「委員会」という。)が必要があると認めたときは、これを変更す
ることができる。

一 月曜日から土曜日までの日(国民の祝日に関する法律(昭和二十
三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)
及び十二月二十九日を除く。) 午前九時から午後九時まで(千石
図書館においては、午前九時から午後八時まで)

二 日曜日、休日(一月一日を除く。)及び十二月二十九日 午前九
時から午後七時まで(根津図書室においては、次条に規定する館内
整理日が休日に当たるときは、午前九時から午後五時まで)

(休館日等)

第四条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、若しくは臨時休館日を指定し、又は臨時に開館することができる。

- 一 十二月三十日から翌年の一月四日まで（根津図書室においては、十二月二十九日から翌年の一月四日まで）
- 二 次の表の上欄に掲げる館にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる館内整理日（館内整理日が休日に当たるときは、その翌日）

【別記1 参照】

- 三 特別整理期間 年間を通じ五日以内
（図書館資料の利用）

第五条 図書館資料は、全て館内及び館外利用に供することを原則とする。ただし、館長は、館内及び館外利用が不相当と認めた図書館資料については、制限することができる。

2 電子資料の館内及び館外利用については、次条第二項第一号に規定する区民登録を受けた者に限り行うことができるものとする。

（個人貸出登録）

第六条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（貸出しの予約をしようとする者を含む。）は、個人貸出登録を申請し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 個人貸出登録は、次の各号に掲げる区分により行う。
 - 一 区民による登録（以下「区民登録」という。）

第四条 休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、若しくは臨時休館日を指定し、又は臨時に開館することができる。

- 一 十二月三十日から翌年の一月四日まで（根津図書室においては、十二月二十九日から翌年の一月四日まで）
- 二 次の表の上欄に掲げる館にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる館内整理日（館内整理日が休日に当たるときは、その翌日）

【別記1 参照】

- 三 特別整理期間 年間を通じ五日以内
（図書館資料の利用）

第五条 図書館資料は、すべて館内及び館外利用に供することを原則とする。ただし、館長は、館内及び館外利用が不相当と認めた図書館資料については、制限することができる。

（新設）

（個人貸出登録）

第六条 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者（貸出しの予約をしようとする者を含む。）は、個人貸出登録を申請し、図書館利用カードの交付を受けなければならない。

- 2 個人貸出登録は、次の各号に掲げる区分により行う。
 - 一 区民による登録（以下「区民登録」という。）

二 区民以外による登録（以下「区民登録以外」という。）

3 区民登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- 二 区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は在学する者
- 三 その他真砂中央図書館長が特に認めた者

4 個人貸出登録を受けようとする者は、第一項の申請の際に、氏名、住所、生年月日等を証明できるものを提示しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、区民登録を受けようとする者のうち、第三項第二号にのみ該当する者は、所属する事務所等が発行した身分証明書等を提示することにより、区内の事務所等に勤務又は在学していることを明らかにしなければならない。ただし、真砂中央図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 個人貸出登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

7 貸与され、譲渡され、又は紛失届の出された図書館利用カードは無効とする。

8 個人貸出登録を受けた者は、登録事項に変更があつたときは届け出なければならない。

（個人貸出登録の更新）

第七条 個人貸出登録の有効期間は更新することができる。ただし、真砂中央図書館長が更新が適さないと認めた者については、この限りで

二 区民以外による登録（以下「区民登録以外」という。）

3 区民登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- 二 区内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は在学する者
- 三 その他真砂中央図書館長が特に認めた者

4 個人貸出登録を受けようとする者は、第一項の申請の際に、氏名、住所、生年月日等を証明できるものを提示しなければならない。

5 前項に定めるもののほか、区民登録を受けようとする者のうち、第三項第二号にのみ該当する者は、所属する事務所等が発行した身分証明書等を提示することにより、区内の事務所等に勤務又は在学していることを明らかにしなければならない。ただし、真砂中央図書館長が特に認めた場合は、この限りでない。

6 個人貸出登録の有効期間は、登録の日から二年とする。

7 貸与され、譲渡され、又は紛失届の出された図書館利用カードは無効とする。

8 個人貸出登録を受けた者は、登録事項に変更があつたときは届け出なければならない。

（個人貸出登録の更新）

第七条 個人貸出登録の有効期間は更新することができる。ただし、真砂中央図書館長が更新が適さないと認めた者については、この限りで

ない。

2 更新を承認したときの個人貸出登録の有効期間は、更新の日から二年とする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の更新について準用する。

(個人貸出登録の抹消)

第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。

一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかつたとき。

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適さないと認めたとき。

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約をすることができる図書館資料の種類及びその点数（利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる図書館資料の合計をいう。）は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料を予約することができる。ただし、電子資料についてはこの限りでない。

3 館が新たに図書館資料(電子資料を除く。)を受け入れた日から一月後の応答する日（その日に応答する日がない月においては、その月

ない。

2 更新を承認したときの個人貸出登録の有効期間は、更新の日から二年とする。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の更新について準用する。

(個人貸出登録の抹消)

第八条 個人貸出登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸出登録を抹消することができる。

一 個人貸出登録を受けた者が登録の抹消を希望するとき。

二 個人貸出登録の有効期間を経過した日から二年の間に更新がなかつたとき。

三 真砂中央図書館長が個人貸出登録が適さないと認めたとき。

(個人貸出し及び個人貸出しの予約)

第九条 貸出し及び貸出しの予約ができる図書館資料の点数（利用者一人が全ての館を通じて同時に貸出しを受け、又は貸出しの予約をすることができる図書館資料の合計をいう。）は、原則として、次の表のとおりとする。

【別記2 参照】

2 区民登録を受けた者は、館に所蔵していない図書館資料を予約することができる。

3 館が新たに図書館資料を受け入れた日から一月後の応答する日（その日に応答する日がない月においては、その月の翌月の初日）前に、

の翌月の初日)前に、当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。

4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。ただし、オーディオブックについては、期間の制限なく貸出しを受けることができる。

5 電子書籍は、前項の貸出期間が満了したときは、自動で返還されるものとする。

(団体貸出し)

第十条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体は、団体貸出登録を受けなければならない。

2 前項に規定する登録は、当該団体の代表者が申請し館長が適当と認めた場合に、これを行うものとする。

3 団体貸出登録を受けようとする者は、前項の規定による申請の際に、団体名、代表者名、団体の所在地等を証明できるものを提示しなければならない。

4 貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、原則として百点以内とする。

5 図書館資料の貸出期間は、一月以内とする。

(未返還者に対する処置)

第十一条 館長は、利用者が図書館資料の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合には、その者に対し図書館資料の利用を制限し、又は禁ずることができる。

当該資料の貸出しの予約ができる者は、区民登録を受けた者に限る。

4 図書館資料の貸出期間は、十五日以内とする。

(新設)

(団体貸出し)

第十条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体は、団体貸出登録を受けなければならない。

2 前項の登録の登録は、当該団体の代表者が申請し館長が適当と認めた場合に、これを行うものとする。

3 団体貸出登録を受けようとする者は、前項の申請の際に、団体名、代表者名、団体の所在地等を証明できるものを提示しなければならない。

4 貸出しを受けることができる図書館資料の点数は、原則として百点以内とする。

5 図書館資料の貸出期間は、一月以内とする。

(未返還者に対する処置)

第十一条 館長は、利用者が図書館資料の返還を怠り、又は督促しても返還しない場合には、そのものに対し図書館資料の利用を制限し、又は禁ずることができる。

(督促)

第十二条 館長は、図書館資料の館外貸出しを受けたものが貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、その資料の回収に努めなければならない。

(事故防止)

第十三条 館長は、常に善良なる管理者の注意をもって図書館資料の管理を行い図書館資料の亡失又は破損を防止するため、状況に応じた必要な措置を執らなければならない。

(利用中の図書館資料の返還)

第十四条 館長は、必要があると認めた場合には、利用者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

(委任)

第十五条 この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

付 則 (令和二年十一月十日文教委規則第十四号)

この規則は、令和三年一月十一日から施行する。

(督促)

第十二条 館長は、図書館資料の館外貸出しを受けたものが貸出期間内に返還しないときは、返還されるまで督促し、その資料の回収に努めなければならない。

(事故防止)

第十三条 館長は、常に善良なる管理者の注意をもって図書館資料の管理を行い図書館資料の亡失又は破損を防止するため、状況に応じた必要な措置を執らなければならない。

(利用中の図書館資料の返還)

第十四条 館長は、必要があると認めた場合には、利用者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

(委任)

第十五条 この規則の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(新設)

【別記2】

改正後（案）

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十点以内	各五点以内	各五点以内	各三点以内
<u>電子書籍</u>	<u>三点以内</u>		<u>三点以内</u>	
<u>オーディオブック</u>	<u>制限なし</u>			

現行

資料の種類	貸出し		貸出しの予約	
	区民登録	区民登録以外	区民登録	区民登録以外
図書資料	三十点以内	十五点以内	二十点以内	十点以内
ビデオテープ及びDVD	各二点以内	各一点	各二点以内	各一点
レコード、録音テープ及びCD	各十点以内	各五点以内	各五点以内	各三点以内